

発注工事における支障物件の有無や移設時期の明確化

●原則として支障物件移設が完了したものを工事発注する。

やむを得ず、移設未了の場合は、完了時期の目途が立った時点で

発注することとし、移設見込時期を施工条件として明確に特記仕様書へ記載する。

特記仕様書例

第2章 施工条件

第18条（施工条件の明示）

本工事の施工にあたっての施工条件を次の各項に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても発注者と受注者とが協議し、契約変更の対象とする。

1 工程関係

- (1) 特別他の工事等との調整はないので、部分的な工期の設定はない。
- (2) 通常の施工時間帯で予定している。
- (3) 関係機関等との協議はすべて完了している。
- (4) 他官庁等との協議の結果、特定された条件は特段付されていない。
- (5) 余裕工期は見込んでいない。
- (6) 地下埋設物等の調査は、すべて完了している。

2 用地関係

- (1) 工事区域の用地取得については、すべて完了している。
- (2) 本工事の施工区域外の工事用地においては、使用終了後速やかに原形復旧しなければならない。
- (3) 本工事における借地は予定していない。

3 公害関係

- (1) 工事に伴う公害防止（騒音・振動・粉塵・排出ガス等）については、特段考慮していない。
- (2) 水替、濁水処理等は特段考慮していない。
- (3) 事業損失に係わる事前調査等は考えていない。

4 安全対策関係

- (1) 公共・公益施設（鉄道、ガス、電気、電話、水道等）等からの施工上の制約はない。
- (2) 本工事における交通誘導警備員の編成人員は、見積用閲覧書によるものとするが、交通管理者等との協議の結果又は現場条件等により変更が生じた場合は別途協議する。
また、受注者は工事着手前に、実施工程に対応した配置予定図と配置予定時間を施工計画書に記載しなければならない。

13 工事支障物関係

- (1) 工事区域の占用等の支障物件については、地上、地下すべて移転を完了している。

14 薬液注入関係

- (1) 薬液注入工法の施工予定は無い。

15 その他

- (1) 工事用資機材の仮置きは、特段考慮していない。
- (2) 現場発生品及び支給品等はない。
- (3) 関係機関・自治体等との近接施工は無い。
- (4) 新技術・新工法・特許工法は予定していない。
- (5) 本工事においては、部分使用は予定していない。
- (6) 用水の取水については、特段考慮していない。

※移設未了の場合には、「支障物件の移設時期については、〇月〇日頃を予定している」旨を特記仕様書へ記載する。